

開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて

開成町税条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、町民税の寄附金税額控除、固定資産税の地域決定額地方税制特例措置等に関し、所要の改正をしたいので、開成町税条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

開成町税条例の一部を改正する条例

開成町税条例（昭和50年開成町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(寄附金税額控除) 第13条の3 法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、____ ____次に掲げる寄附金とする。 (1) 所得税法(昭和40年法律第33号)第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金<u>のうち、神奈川県内の区域内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金</u> (2) <u>所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金のうち、公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第6条又は附則第4条第1項の規定により神奈川県知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u> (3) _____<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされる寄附金のうち、神奈川県内の区域内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金</u> 附 則 1～11 (略) (耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告) 12 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受	(寄付金税額控除) 第13条の3 法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、<u>神奈川県内の区域内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する次に掲げる寄附金とする。</u> (1) 所得税法(昭和40年法律第33号)第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金_____ _____ (新設) (2) <u>所得税法第78条第3項及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされる寄附金</u>_____ _____ 附 則 1～11 (略) (耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告) 12 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受

改正後	改正前
けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第20項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。	けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。
(１)～(６) (略)	(１)～(６) (略)
13 (略)	13 (略)
(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)	(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)
14 法附則第15条の10第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成７年法律第123号)第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第20項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。	14 法附則第15条の10第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成７年法律第123号)第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。
(１)～(６) (略)	(１)～(６) (略)
(固定資産税の課税標準の特例)	(固定資産税の課税標準の特例)
15 法附則第15条第２項第１号ほか、次の各号で規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。	15 法附則第15条第２項第１号ほか、次の各号で規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。
(１)・(２) (略)	(１)・(２) (略)
(３) <u>法附則第15条第24項第１号イ</u>に規定する条例で定める割合にあつては、<u>２分の１</u>	(３) <u>法附則第15条第25項第１号イ</u>に規定する条例で定める割合にあつては、<u>３分の２</u>
(４) <u>法附則第15条第24項第１号ロ</u>に規定する条例で定める割合にあつては、<u>２分の１</u>	(４) <u>法附則第15条第25項第１号ロ</u>に規定する条例で定める割合にあつては、<u>３分の２</u>

改正後	改正前
(5) <u>法附則第15条第24項第1号ハ</u> に規定する条例で定める割合にあつては、 <u>2分の1</u>	(5) <u>法附則第15条第25項第1号ハ</u> に規定する条例で定める割合にあつては、 <u>3分の2</u>
(6) <u>法附則第15条第24項第1号ニ</u> に規定する条例で定める割合にあつては、 <u>2分の1</u>	(6) <u>法附則第15条第25項第1号ニ</u> に規定する条例で定める割合にあつては、 <u>3分の2</u>
(7) <u>法附則第15条第24項第3号イ(2)</u> に規定する条例で定める割合にあつては、 <u>3分の2</u>	(7) <u>法附則第15条第25項第2号</u> に規定する条例で定める割合にあつては、 <u>7分の6</u>
(8) <u>法附則第15条第24項第3号イ(3)</u> に規定する条例で定める割合にあつては、 <u>3分の2</u>	(8) <u>法附則第15条第25項第3号イ</u> に規定する条例で定める割合にあつては、 <u>4分の3</u>
(9) <u>法附則第15条第24項第3号ロ</u> に規定する条例で定める割合にあつては、 <u>3分の2</u>	(9) <u>法附則第15条第25項第3号ロ</u> に規定する条例で定める割合にあつては、 <u>4分の3</u>
(10) <u>法附則第15条第24項第4号</u> に規定する条例で定める割合にあつては、 4分の3	(10) <u>法附則第15条第25項第3号ハ</u> に規定する条例で定める割合にあつては、 4分の3
— —	(11) 法附則第15条第25項第4号イに規定する条例で定める割合にあつては、 2分の1
— —	(12) 法附則第15条第25項第4号ロに規定する条例で定める割合にあつては、 2分の1
— —	(13) 法附則第15条第25項第4号ハに規定する条例で定める割合にあつては、 2分の1
— —	(14) <u>法附則第15条の8第2項</u> に規定する条例で定める割合にあつては、 3分の2
(11) <u>法附則第15条の8第2項</u> に規定する条例で定める割合にあつては、 3分の2	(15) <u>法附則第15条の9の3第1項</u> に規定する条例で定める割合にあつては、 3分の1
(12) <u>法附則第15条の9の3第1項</u> に規定する条例で定める割合にあつては、 3分の1	16～19 (略)
16～19 (略)	16～19 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の3第1項の改正規定及び次項

の規定は、令和9年1月1日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前項ただし書による改正後の開成町税条例第13条の3（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の開成町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。